

令和3年度なかみ環境学習事業について

(中海環境学習にかかる交通費支援事業)

1 申請手続きについて【重要】

以下の一覧表をご確認の上、お申込みください。なお、計画書の提出期日を設けていますので、ご注意ください。

	期日及び提出先
なかみ環境学習計画書の提出期日	令和3年12月末日
環境学習の実施期日	令和4年2月末日
なかみ環境学習計画書、報告書の提出先	米子水鳥公園
バス借り上げ料の見積書の宛名	
バス借り上げ料の請求書の宛名	
バス借り上げ料の請求書送付先	
本事業の問合せ先	

※予算額を超える申請があった場合、交通費支援はできません。近年、利用校は増加傾向にあり、本事業をご利用予定の場合は、早めの申請をお願いいたします。

2 事業概要

米子市内の小学校が米子水鳥公園及び水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海等についての環境学習にかかる交通費（バス借上げ料）を米子水鳥公園が負担するもの。

3 要件

- (1) 米子市内の小学校を対象とします。
- (2) 原則として貸切バス利用の交通費を対象とします。ただし、ジャンボタクシー（ワゴンタイプのタクシー）の借上げ費用が貸切バスより安価となる場合に限り、ジャンボタクシー利用も対象とします。（タクシー、レンタカーは対象外となります。）
- (3) 同一年度内の利用は、1学校につき1回限りとなります。

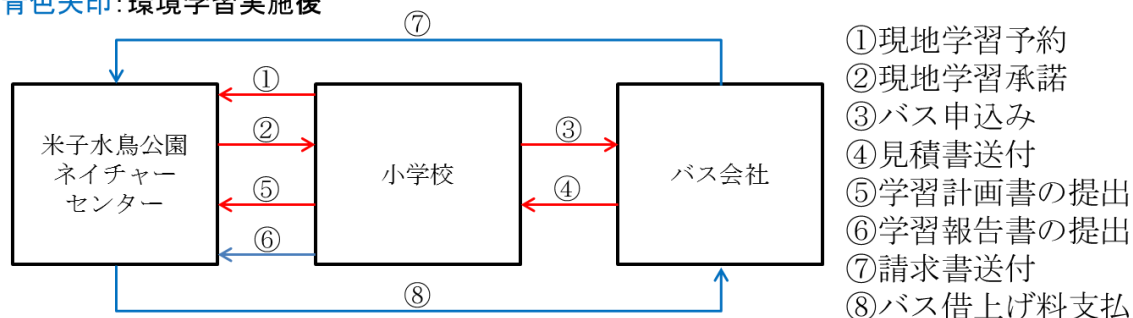
4 費用負担額

対象経費の全額を負担します。ただし、他の施設見学も併せて行う場合等に発生する貸切バス以外の経費（有料道路通行料、駐車料、ガイド料及び保険料等）は対象となりません。

5 事業の流れ

赤色矢印: 環境学習実施前

青色矢印: 環境学習実施後



<環境学習実施前>

①現地学習予約（学校→米子水鳥公園）、②現地学習承諾（米子水鳥公園→学校）

日程、参加人数、学習内容等について米子水鳥公園に相談して、現地学習の予約をしてください。

③バス申込み（学校→バス会社）、④見積書送付（バス会社→学校）

- ・現地学習に使用するバスの借上げを申込み、その見積書を徴取してください。
- ・見積書の宛名は米子水鳥公園と依頼してください。
- ・借上げ料が10万円を超える場合、「6 米子市内のバス会社について」を参考に2社以上のバス会社から見積書（原本）を徴取してください。10万円未満の場合は写しでも構いません。
- ・申込みの際に、環境学習にかかるバス借上げ料は米子水鳥公園が負担する旨を伝えてください。

⑤なかうみ環境学習計画書の提出（学校→米子水鳥公園）

「なかうみ環境学習計画書（別紙様式）」とバス借上げ料の見積書を米子水鳥公園へ提出してください。

<環境学習実施後>

⑥なかうみ環境学習報告書の提出（学校→米子水鳥公園）

環境学習実施後2週間以内に「なかうみ環境学習報告書（別紙様式）」を提出してください。

⑦請求書送付（バス会社→米子水鳥公園）

バス会社から米子水鳥公園に請求書の送付を依頼してください。

※必ず請求書の宛名を「米子水鳥公園」で依頼するようお願いします。

⑧バス借上げ料支払（米子水鳥公園→バス会社）

請求書を受け取った日から30日以内に、直接バス会社にバス借上げ料を支払います。

6 米子市内のバス会社について

米子市内のバス会社一覧は下記のとおりです。

会社名	住所	電話番号	FAX番号
日本交通株式会社 米子営業所	〒683-0035 米子市目久美町55	34-7771	33-9000
株式会社日ノ丸観光トラベル 米子営業所	〒683-0823 米子市加茂町2-113	22-2650	22-2223
流通株式会社 米子店	〒689-3542 米子市今在家5	37-1211	27-2747

7 問合せ及び書類提出先

米子水鳥公園ネイチャーセンター

〒683-0855 米子市彦名新田 665 電話 24-6139 FAX 24-6140

※火曜日及び祝日の翌日（土日を除く）は休館日です。

8 米子市クリーンセンターのご案内

米子市クリーンセンターにおきましても、再生エネルギー、ごみ処理に関する環境学習（約1時間程度）を行っています。併せてご利用いただくと幸いです。

○米子市クリーンセンター見学に関する問合せ先

米子市市民生活部クリーン推進課

〒683-0852 米子市河崎 3280 番地 1 米子市クリーンセンター1階

電話(0859)21-0744 FAX(0859)30-0271

※土曜日・日曜日と、国民の祝日・振替休日は、休みです。